

**次世代育成支援対策推進法に基づく
熊本市医師会「一般事業主行動計画」**

少子化に歯止めをかけるためには社会全体での取り組みが重要であることから、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立・公布されました。

この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、301人以上（平成23年4月1日以降は101人以上）の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定することとされています。

熊本市医師会では、次のとおり策定しましたので公表いたします。

《一般事業主行動計画》

職員全員が働きやすい環境を整えることにより、職員の仕事と子育ての両立を図るとともに、職員各々がその能力を十分に発揮できるように、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 4月 1日から平成30年3月31日の2年間

2. 内 容

（目標1）年次有給休暇の取得率の向上に取り組む。

〔対策〕

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する
- ・掲示板などで啓発活動を行う
- ・各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

（目標2）所定外労働の削減に取り組む。

〔対策〕

- ・所定外労働の原因の分析を行う。
- ・職員への啓発を行う。

（目標3）女性の活躍推進に取り組む。

〔対策〕

- ・育児短時間勤務制度や保育所の更なる活用を周知する。